

2021年7月15日
リサイクル燃料貯蔵（株）

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

人の不法な侵入等の防止について

令和3年7月
リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. 概要

人の不法な侵入等の防止に関する検討内容を以下に示す。

2. 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針

使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理（特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出し防止含む。）を行うことができる設計とする。

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な侵入を防止する設計とする。

使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。

不正アクセス行為（サイバーテロを含む。以下同じ。）を防止するため、核物質防護対策として情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。

使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域の設定、侵入防止及び出入管理、持込み点検、情報システムへの外部からの不正アクセス行為の遮断を核物質防護規定等に定め運用する。

3. 事業変更許可申請書との関係について

次ページ以降に、事業変更許可申請書との関係性を示す。

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法</p> <p>1. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 使用済燃料貯蔵施設の一般構造</p> <p>(8) その他の主要な構造</p> <p>c. <u>ロ(8)-①</u>使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理（特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出しの防止措置を含む。）を行うことができる設計とする。</p> <p><u>ロ(8)-②</u>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p><u>ロ(8)-③</u>使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p><u>ロ(8)-④</u>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。</p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.2 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月18日施行）への適合性</p> <p>1.2.11 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止 適合のための設計方針 <u>使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物や有害物質の持ち込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</u></p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 探知施設を設け、警報、映像等、集中監視する設計とする。</p> <p>c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>d. 防護された区域内においても、施錠管理により、使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 区域の出入口において、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>(3) 特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出しの防</p>	<p>別添I 基本設計方針</p> <p>1.13 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止 <u>ロ(8)-①</u>使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理（特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出し防止含む。）を行うことができる設計とする。</p> <p><u>ロ(8)-②</u>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p><u>ロ(8)-③</u>使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p><u>ロ(8)-④</u>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。以下同じ。）を防止するため、核物質防護対策として情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ(8)-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(8)-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(8)-②</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(8)-②</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(8)-③</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(8)-③</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(8)-④</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(8)-④</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</u>	<p>止措置</p> <p>a. <u>区域を設定し, 区域の境界を物理的障壁により区画し, 侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p>b. <u>探知施設を設け, 警報, 映像等, 集中監視する設計とする。</u></p> <p>(4) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <p>a. <u>使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては, 電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</u></p> <p>2. 使用済燃料貯蔵施設の配置</p> <p>2.2 設計方針</p> <p>(2) 人の不法な侵入等の防止</p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設は, 核物質防護対策として, 区域への人の不法な侵入の防止措置を考慮した設計とする。</u></p> <p>2.3 全体配置</p> <p><u>なお, 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し, 核物質防護対策として, その区域を人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して, 巡視, 監視等を行うことにより, 侵入防止及び出入管理を行う。また, 探知施設を設け, 警報, 映像等を集中監視する設計とする。</u></p> <p>8. その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設</p> <p>8.1 概要</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の附属施設は, 消防用設備, 電気設備, 通信連絡設備及び人の不法な侵入等防止設備で構成する。</p> <p>8.5 人の不法な侵入等防止設備</p> <p>8.5.1 概要</p> <p><u>人の不法な侵入等を防止するため, 核物質防護対策として, 人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁, 探知設備を設ける。</u></p> <p>8.5.2 試験検査</p> <p>人の不法な侵入等防止設備は, 法定検査に加え核物質防</p>	めの区域の設定, 侵入防止及び出入管理, 持込み点検, 情報システムへの外部からの不正アクセス行為の遮断を核物質防護規定等に定め運用する。		

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	護規定に基づく点検が実施可能な設計とする。			

四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法 1. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備 チ. その他使用済燃料貯蔵設備の付属施設の構造及び設備のうち、主要な事項（5）人の不法な侵入等の防止

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法</p> <p>1. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>チ. その他使用済燃料貯蔵設備の付属施設の構造及び設備のうち、主要な事項</p> <p>(5) チ(5)-①人の不法な侵入等防止設備 <u>人の不法な侵入等を防止するための設備を設ける。</u></p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.2 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月18日施行）への適合性</p> <p>1.2.11 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止 適合のための設計方針 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物や有害物質の持ち込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 探知施設を設け、警報、映像等、集中監視する設計とする。</p> <p>c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>d. 防護された区域内においても、施錠管理により、使用済燃料施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <p>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>b. 区域の出入口において、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>(3) 特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出しの防</p>	<p>別添I 基本設計方針</p> <p>1.13 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止 <u>チ(5)-①使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理（特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出し防止含む。）を行うことができる設計とする。</u> <u>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な侵入を防止する設計とする。</u> <u>使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</u> <u>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。以下同じ。）を防止するため、核物質防護対策として情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けるがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</u> 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域の設定、侵入防止及び出入管理、持込み点検、情報システムへの外部からの不正アクセス行為の遮断を核物質防護規定等に定め運用する。</p>		<p>設工認のチ(5)-①は、事業変更許可申請書（本文）のチ(5)-①を具体的に記載しており整合している。</p>

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>止措置</p> <p>a. <u>区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p>b. <u>探知施設を設け、警報、映像等、集中監視する設計とする。</u></p> <p>(4) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <p>a. <u>使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</u></p> <p>2. 使用済燃料貯蔵施設の配置</p> <p>2.2 設計方針</p> <p>(2) 人の不法な侵入等の防止</p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設は、核物質防護対策として、区域への人の不法な侵入の防止措置を考慮した設計とする。</u></p> <p>2.3 全体配置</p> <p><u>なお、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行う。また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視する設計とする。</u></p> <p>8. その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設</p> <p>8.1 概要</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の附属施設は、消防用設備、電気設備、通信連絡設備及び人の不法な侵入等防止設備で構成する。</p> <p>8.5 人の不法な侵入等防止設備</p> <p>8.5.1 概要</p> <p><u>人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁、探知設備を設ける。</u></p> <p>8.5.2 試験検査</p> <p>人の不法な侵入等防止設備は、法定検査に加え核物質防</p>			

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	護規定に基づく点検が実施可能な設計とする。			

参考

人の不法な侵入等の防止に関する説明書

1. 概要

本資料は、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」第10条に基づき、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。

2. 人の不法な侵入等の防止に関する設計方針

使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理（特定核燃料物質の不法な移動及び持ち出しの防止措置を含む。以下同じ。）を行うことができる設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、侵入防止及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域においても、施錠管理により使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な侵入を防止することができる設計とする。

使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等によるリサイクル燃料備蓄センター外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。以下同じ。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。

不正アクセス行為（サイバーテロを含む。以下同じ。）を防止するため、核物質防護対策として、情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。

3. 侵入防止及び出入管理に関する設計方針

3.1 区域及び区画等

人の不法な侵入を防止するため、核物質防護対策として、核物質防護上の措置が必要な区域を設け、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、巡視及び監視等を実施する。

防護された区域においても、核物質防護対策として、施錠管理により情報システムへの不法な侵入を防止する。

3.2 出入管理

使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行う。

3.3 探知施設

核物質防護上の措置が必要な区域における侵入防止及び出入管理を効果的に行うため、核物質防護対策として、当該区域内に、人の侵入を検知するための探知施設を設置し、集中監視する。

3.4 通信連絡

核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為があった際に、核物質防護対策として、核物質防護措置に係る関係機関等への通信連絡を迅速かつ確実に行うために、通信連絡ができる資機材を配備する。

3.5 核燃料物質等の不法な移動への対策

敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核物質防護対策として、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質が持ち出されていないことを確認するための資機材を設けること等により防止する。

4. 持ち込み点検に関する設計方針

使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、核物質防護対策として、持込み物品に不審な点がないかを点検する。

5. 不正アクセス行為の防止対策に関する設計方針

不正アクセス行為を防止するため、核物質防護対策として、情報システムが、電気通信回線を通じた妨害破壊行為等を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセス行為を遮断する。